

特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】
に関する調査検討報告書

平成21年1月

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

はじめに

三重県が『特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会』を設置した目的は、許可面積・容量を大幅に超過し、また、受け入れてはならない廃棄物を受け入れて処分が行われた産業廃棄物不適正処理事案である「四日市市大矢知・平津事案」に関して、県（行政）が行った対応における課題や責任を明らかにするとともに、今後、このような事案が二度と起こることがないように再発防止に関する検討を行うことである。

本委員会では、廃棄物処理法等の枠組みの中で、行政はどう対応すべきであったかという観点（視点）から、県の対応の詳細について調査・検討を進め、検証・評価を行った。

過去の行政対応を振り返るため、膨大な行政記録（業務報告や調査結果等の関係資料）を綿密に調べ、対象事案の事実関係を積み上げ、論点を整理するとともに、さらに課題等を明らかにするために、当時の県の関係職員、四日市市関係職員、地域住民の代表の方々にご協力をいただき、聴取り調査を行った。

聴取り調査では、行政記録だけでは見えてこない、聞こえてこない様々な経緯、背景、思いを把握することができ、調査・検討をより深めることができた。

聴取り調査に快くご協力いただいた多くの方々には、深く感謝申し上げます。

ところで、不法投棄や不適正処理は、「なぜ？」なくならないのか。不法投棄の件数やその量は減少しているとは言え、いっこうに無くならない。他の自治体でも、廃棄物不適正処理事案に関する過去の行政対応を検証し、再発防止の検討がなされており、各自治体で特色のある様々な再発防止対策が既に進められているところである。

再発防止のためのアプローチとしては、マニフェスト制度の徹底、処理業者の優良化、罰則の強化、適正な施設の確保、監視の強化等が一般的であるが、果たして、再発防止の「決め手」になるだろうか。

現在、国（環境省）では、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に「廃棄物処理制度専門委員会」を立ち上げ、廃棄物処理法の施行状況等に関する総合的な検討を進めている。

廃棄物処理法は、1970年の公害国会で制定されて以降、途中幾度となく制度改正を重ね、近年では頻繁に法改正が行われてきた。この専門委員会では、廃棄物処理法の基本目的である「生活環境の保全、公衆衛生の向上」の上に地球温暖化対策の推進や循環型社会の形成という方向性を重視する考えのなか、

廃棄物政策を担う「行政」を取り巻く環境が大きく広がりを見せている時勢にあつて、廃棄物処理制度の現状の分析と再認識を行い、更なる改善の道を探っているところである。当然、制度の見直し等に関しては、規定や基準等の改正だけではなく、「運用面」の見直し検討も重要である。

再発防止に「決め手」はないのかもしれないが、再発防止のために、行政が実行できることはまだたくさんある。

報告書では、行政に対しての様々な再発防止対策の提案・提言をしているが、決して、項目の整理だけで終わらせることなく、この内容の重要性や将来性を十分心に刻み、常に、「行政として、なにができるのか？ なにをすべきなのか？」を考え続けながら、これまでに蓄積された知見や知恵を高め、生かし、そして行動していく、組織としての力に期待したいと思う。

そのためには、県（行政）担当者はもちろんのこと、関係する多様な主体（県民、市町、排出事業者、処理業者等）も一体になって、廃棄物の発生から処理処分に至るシステム全体でレベルアップしていくことが必要不可欠であり、自立したそれぞれの主体が強みを発揮しながら連携していくことによって、更なる大きな力につながっていくはずである。

この報告書が、対象事案の是正を進め、行政と地域住民等との相互信頼感を深め、さらには、産業廃棄物行政の推進に役立てることになれば幸いである。

平成21年1月

三重県「特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会」

委員長 田中 勝

目 次

1	調査検討の目的	1
	(1) これまでの経緯等	
	(2) 調査検討（委員会）の位置づけ	
2	調査検討の方法	2
	(1) 調査・検討の考え方	
	(2) 調査対象とした関係機関	
	(3) 調査対象とした期間	
	(4) 調査の方法（具体的な調査手法）	
3	委員会開催の概要	4
	(1) 委員会の開催概要	
	(2) 委員会の開催状況	
4	対象事案の経緯と概要	6
	(1) 対象事案の概要	
	(2) 対象事案の主な経緯	
5	個別の行政対応に係る調査結果	9
	(1) 第1期 【昭和56年3月～平成2年2月】	
	(2) 第2期 【平成2年3月～平成6年10月】	
	(3) 第3期 【平成6年11月～平成19年1月】	
6	県の対応に関する総合的な評価	17
	(1) 処分場及び事業者に対する県の認識	
	(2) 指導監督権限の行使の妥当性	
	(3) 地域住民及び関係機関等との連携	
	(4) 県の組織体制	
	(5) 結論	
7	再発防止について	22
	(1) 委員会からの再発防止についての提案、提言	
	(2) 県の再発防止対策の現状【参考】	

巻末添付 参考資料

- | | |
|--------|--|
| 参考資料 1 | 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 条例 |
| 参考資料 2 | 三重県知事からの諮問文書
(平成 19 年 7 月 9 日付け環森第 01-65 号) |
| 参考資料 3 | 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 委員名簿 |

1 調査検討の目的

(1) これまでの経緯等

三重県（以下「県」という。）は、過去の産業廃棄物の不適正処理事案のうち、長期間大量に放置されている11事案について、県民の安全と安心を確保するという趣旨から、総合計画「県民しあわせプラン」の重点プログラムとして、埋め立てられた産業廃棄物や周辺の地下水等の安全性確認調査を平成16年度から実施しており、四日市市大矢知・平津事案（以下「対象事案」という。）もその一つとして実施されたものである。

対象事案は、許可面積・容量を超過した処分が行われた不適正処理事案であり、埋立面積及び容量とも大規模であるため、県は、安全性確認調査専門会議を設置し、県が実施した調査結果等の検討を行うとともに、生活環境保全上の支障又はそのおそれの有無の判断や、支障又はそのおそれがある場合の除去対策等の検討を行った。この専門会議から、「直ちに人体への影響など生活環境保全上の重大な支障のおそれはないものの、継続的な水質調査の実施と併せて、覆土、雨水排水対策等の実施が必要である」との指摘がなされたことから、県は、その意見等を踏まえて、当該産業廃棄物処分業者である有限会社川越建材興業（以下「事業者」という。）等に対して、平成19年1月31日付けで措置命令を発出している。

事業者が三重県四日市市大矢知町及び平津町に設置した産業廃棄物処分場（以下「処分場」という。）は、平成2年2月に事業者から提出された変更届の容量約132万 m^3 よりも約154万 m^3 も多い、約286万 m^3 もの産業廃棄物が埋め立てられたこと等により、生活環境保全上の支障のおそれを生じる結果を招いている。

不適正処理事案については、県は、これまでに、生活環境保全上の支障又はそのおそれが認められた事案に対して、原因者等に支障等の除去を講じるよう「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第19条の5に基づく措置命令を発出し、その是正に取り組んでいるところである。なお、これらの事案のうち、県が行政代執行により、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）による国等の支援を得て、支障の除去等を行う場合には、同法に基づき、これまでに県が行った措置等の内容及び今後の再発防止策等を明らかにすることが必要とされている。

(2) 調査検討（委員会）の位置づけ

このため、県は、これらの状況を踏まえ、「特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例」（平成19年7月4日公布・施行・平成19年三重県条例第38号）を制定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する知事の附属機関として、第三者である学識経験者等で構成される『特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）』を設置し、対象事案に係る県の対応に関する課題と責任を明らかにするとともに、今後、県が取り組むべき再発防止についての検討を行うこととした。

2 調査検討の方法

(1) 調査・検討の考え方

① 県が行った措置等における課題等の明確化

廃棄物処理法、三重県産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）に照らして、次のような観点から、対象事案に関して県が行った措置等の課題等を明らかにした。

- 行使すべき権限を行使していたか。
- 権限の行使が内容や時期において適切であったか。
- 地元自治体及び地域住民からの苦情、要望等に対して適切に対応していたか。

② 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討

上記①の結果を踏まえ、今後の産業廃棄物の不適正処分の再発防止について検討した。

(2) 調査対象とした関係機関

上記関係法令等を所管する県の本庁及び地域機関とした。

(3) 調査対象とした期間

事業者が四日市市大矢知町地内で産業廃棄物を処分する事業を開始した昭和56年3月25日から、三重県知事が事業者等に対し措置命令を発出した平成19年1月31日までとした。

(4) 調査の方法（具体的な調査手法）

調査対象とした関係機関が保管している対象事案に係る公文書及び当時の関係者からの聴取り調査により事実関係を把握した。

当時の関係者からの聴取り調査については、次のとおりである。

① 県（事務局）が実施した聴取り調査

調査期間：平成20年1月15日～6月12日

調査対象者：当時の本庁、地域機関の関係職員 延べ32名
（うち退職者14名）

調査方法：委員会委員のうち1名の立会いのもと、委員会が作成した質問事項をもとに、県（事務局）が調査対象者から聴取りを実施

② 委員会が実施した聴取り調査

調査期間：平成20年7月24日(第7回委員会)

調査対象者：県職員及び四日市市職員等、当時の関係者14名

調査方法：委員会が直接調査対象者から聴取りを実施

※主な質問内容は次のとおり

対象	区分*	主な質問内容
県	第1期	1 当初の処理業（埋立）許可の審査について 2 昭和63年の県の対応方針決定について 3 処分場拡大に伴う変更届の受理について
	第2期	1 変更届の受理後の改善指導について 2 2度の改善命令発出、処分業の更新を認めなかった経緯等について 3 当該地域で計画されていた開発計画との関連性について
	第3期	1 改善命令後の履行指導について 2 開発計画の進捗把握や中止後の対応方針検討について
	共通	1 本庁と地域機関との連携、意思疎通について 2 地元との連携、情報交換、情報提供について 3 四日市市との連携、情報交換、情報提供について 4 事業者や処分場に対する認識について 5 今後の国、県の廃棄物施策に対する意見について
四日市市	第2期 第3期	1 当該地域で計画されていた開発計画との関連性について
	共通	1 県との連携、情報交換、情報提供について 2 地元との連携、情報交換、情報提供について 3 事業者や処分場に対する認識について 4 今後の国、県の廃棄物施策に対する意見について

関係地域住民 (地元)	第1期	1 地元からの苦情要望に対する県の対応について
	第2期	1 地元からの苦情要望に対する県の対応について 2 当該地域で計画されていた開発計画との関連性について
	第3期	1 地元からの苦情要望に対する県の対応について
	共通	1 県及び市との連携、情報交換、情報提供について 2 事業者や処分場に対する認識について 3 今後の国、県の廃棄物施策に対する意見について
事業者	第1期	1 当初の処理業（埋立）許可申請と処分場の経緯等について 2 処分場拡大の経緯と、それに伴う変更届の提出について
	第2期	1 変更届提出後の状況変化及び改善命令に対する改善措置について 2 当該地域で計画されていた開発計画との関連性について
	第3期	1 許可の更新を認められずに処分業が終了した後の処分場の改善状況等について
	共通	1 県の指導や監視等に対する対応について 2 地元及び市からの苦情要望に対する対応について

* 備考（区分の説明）

第1期：昭和56年3月～平成2年2月【処理業の許可～施設変更届の受理】

第2期：平成2年3月～平成6年10月【施設変更届の受理後～処理業許可の失効】

第3期：平成6年11月～平成19年1月【処理業許可の失効後～措置命令の発出】

3 委員会開催の概要

(1) 委員会の開催概要

対象事案の調査については、第1回委員会において、その概要及び経緯等を確認した。また、委員会に先立ち、処分場の現地視察を実施した。

そして、第2回から第5回委員会において、その事実関係を、関係機関が保管している対象事案に係る公文書及び公文書に基づき整理した経緯年表等により把握し、第5回及び第6回委員会において、当時の事実関係を詳細に確認するために、県（事務局）が当時の関係職員から聴取り調査を行った結果をもとに事実確認を行った。

さらに、第7回委員会においては、公文書や県が実施した聴取り調査の結果では不明確な論点等について、さらに、当時の県職員のほか、四日市市職員、地元関係者、事業者から直接聴取り調査を実施し、より詳細な事実確認を行った。

第8回及び第9回委員会では、県が行った措置等にかかる評価及び再発防止について検討を進め、そして、第10回委員会において、「報告書」のとりまとめを行った。

なお、委員会は透明性を確保するため、関係者からの聴取り調査を行う場合等を除き、すべて公開で開催した。

(2) 委員会の開催状況

回	期日	場所	概要	備考
1	平成19年 7月9日(月)	四日市港ポートビル	<ul style="list-style-type: none"> 委員会条例の確認 委員長の選任 事案の概要及び経緯の確認 委員会の調査検討事項の確認 <p>※会議に先立ち現地視察</p>	公開
2	8月27日(月)	名古屋市中小企業振興会館 (吹上ホール)	<ul style="list-style-type: none"> 対象事案に関する許認可等の変遷の確認 論点となる対象事案の事実関係の把握、確認(第1期) 論点の整理 	公開
3	10月25日(木)	ウィルあいち (愛知県女性総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> 論点となる対象事案の事実関係の把握、確認(第2期) 論点の整理 	公開
4	平成20年 1月17日(木)	ウィルあいち (愛知県女性総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> 論点となる対象事案の事実関係の把握、確認(第3期前半) 論点の整理 	公開
5	4月25日(金)	ウィルあいち (愛知県女性総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> 対象事案の事実関係の把握、確認(第3期後半) 県(事務局)による聴取り調査のとりまとめ(第1期、第2期)結果報告 	公開

6	7月1日(火)	ウィルあいち (愛知県女性 総合センター)	・県(事務局)による聴取り調査のとりまとめ(第3期)結果報告	公開
			・委員会による聴取り調査の実施方法等の検討	非公開
7	7月24日(木)	四日市港ポートビル	・委員会による聴取り調査実施	非公開
8	9月1日(月)	名古屋国際センター	・委員会による聴取り調査結果のとりまとめ ・県が行った措置等にかかる評価及び再発防止の検討	公開
9	11月18日(火)	ウィルあいち (愛知県女性 総合センター)	・県が行った措置等にかかる評価及び再発防止の検討 ・調査検討報告書(案)の検討	公開
10	平成21年 1月29日(木)	ウィルあいち (愛知県女性 総合センター)	・調査検討報告書のとりまとめ	公開

4 対象事案の経緯と概要

(1) 対象事案の概要

事業者は、昭和52年3月に収集運搬業の許可を取得し、四日市市大矢知町への産業廃棄物の収集運搬を開始した。その後、昭和55年8月に処分業の許可を取得し、三重郡川越町の処分場で埋立処分を行っていたが、昭和56年3月に対象事案である四日市市大矢知町地内で面積10,000m²、容量40,000m³の本件埋立処分場において埋立品目を追加した処分業の変更許可を取得している。

その後、事業者は、違法拡大を繰り返し行ったため、県の指導により現状の測量を実施し、平成2年2月に面積58,854m²、容量1,320,000m³とする処理施設構造規模変更届出書を県に提出し、県はそれを認めた。

それからも事業者は、違法拡大を繰り返したため、県は、平成6年3月に、流出した廃棄物を撤去するように、また、平成6年8月には、廃棄物

の投入は処理施設内とすること等を内容とする改善命令を発出したが、事業者はそれらを履行することなく、平成6年10月の処理業の許可の更新期限までに更新申請をしなかったことから、許可期限満了により処理業の許可は失効した。

その後、自動車解体業者が処分場内において自動車解体を行っていたため、県は、事業者及びそれらの業者に対して、平成17年7月に自動車解体くず等を撤去するよう改善命令を発出した。この改善命令については、同年中に履行された。

そして、県は、平成16年から平成18年にかけて実施した安全性確認調査に基づく安全性確認調査専門会議の報告を受けて、平成19年1月に、覆土、雨水排水対策等を行うよう措置命令を発出した。

この対象事案は、四日市市大矢知町及び平津町にまたがる安定型最終処分場における産業廃棄物の不適正処理事案であり、四日市市の西北、東名阪自動車道・四日市東ICから直線で約2km東方に位置している。廃棄物は旧地形の谷筋や山を掘削して山土を採取した跡に埋められており、現状では、表面は覆土がなされているが、一部では覆土が十分ではなく廃棄物が露出している箇所も認められ、埋立地全体は、植生が付き、小丘の様相を呈している。

対象事案の施設概要は次のとおりである。

設置者	三重県四日市市大字羽津戊746番地17 有限会社川越建材興業 取締役 舘 昭美 (平成13年11月11日までは 舘 芳英が代表取締役)
設置場所	四日市市大矢知町及び平津町地内
許可年月日	設置 昭和56年 3月25日 (当初届出 面積：10,000m ² 、容量：40,000m ³) 変更 平成 2年 2月13日 埋立終了 平成 6年11月10日
施設の能力	(平成4年7月4日：改正廃棄物処理法施行により、許可を受けた施設とみなされる。) 面積： 58,854m ² 容量：1,320,000m ³
埋立廃棄物	廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類

※この表は、「安全性確認調査報告書（四日市市大矢知・平津事案）平成18年10月」から引用

(2) 対象事案の主な経緯

- ① 昭和40年代後半 複数事業者が埋立てを実施
- ② 昭和56年 3月25日 事業者が四日市市大矢知町地内で処分業を開始
- ③ 平成 2年 2月13日 産業廃棄物処理施設（構造規模の変更）届出書を受理
- ④ 平成 5年 9月 2日 処分場外への廃棄物の投棄について警告し、違法に処分された廃棄物の撤去を指導
平成 6年 1月 7日 //
- ⑤ 平成 6年 3月31日 産業廃棄物処理基準違反により、廃棄物処理法第19条の3の規定による改善命令を発出
- ⑥ 平成 6年 8月12日 産業廃棄物処理施設に係る構造基準及び維持管理基準違反により、廃棄物処理法第15条の3の規定による改善命令を発出
- ⑦ 平成 6年10月19日 許可期限満了（更新申請がされなかった。）
- ⑧ 平成 6年11月10日 最終処分場の埋立処分終了届を受理
産業廃棄物処分業の廃止届を受理
- ⑨ 平成17年 7月27日 産業廃棄物処理施設に係る構造基準及び維持管理基準違反により、廃棄物処理法第15条の2の6の規定による改善命令を発出
- ⑩ 平成19年 1月31日 事業者等に対し、廃棄物処理法第19条の5の規定による措置命令を発出

5 個別の行政対応に係る調査結果

対象事案に関して重要と思われる県の対応について、3つの期間に区分し、廃棄物処理法、指導要綱に照らし、次のような観点から、時系列的に個別の行政対応が適切であったかについて調査検討を行った。

【調査検討の視点】

- ・行使すべき権限を行使していたか。
- ・権限の行使が内容や時期において適切であったか。
- ・地元自治体及び地域住民からの苦情、要望等に対して適切に対応していたか。

【調査検討結果の記載】

県の対応については、次のように表現した。

- ・違法とは認められないが廃棄物処理法等の趣旨に照らして、県が行うべき指導監督権限の行使が著しく妥当性を欠いていた場合は「失当」
- ・失当までは至らないが、適切又は十分でなかった場合は「不適切」又は「不十分」

〈 記載の方法 〉

（■）第■期（●●年●月～●●年●月）

① ……に関する……かかる対応について

〈概要、経過〉……………

〈県の対応への評価〉……………

（1）第1期

【昭和56年3月～平成2年2月（処理業の許可～施設変更届の受理）】

① 産業廃棄物処理業（埋立処分）許可の審査にかかる対応について

【昭和55年度】

〈概要、経過〉

事業者は昭和55年8月に初めて最終処分の処理業許可を取得し、埋立処分を事業として開始している（最終処分場：三重郡川越町地内）。

その後、事業者は、昭和56年1月に処分地の増設及び品目追加を理由に、当時の県の産業廃棄物処理業予備審査要領（以下「要領」という。）に基づく事業計画書を提出し、事前協議等を行った。予備審査終了後、他社が自社処分場として所有していた（ただし、土地の所有権は別人が有していた）埋立処分場（四日市市大矢知町地内：面積10,000m²、容量40,000m³）の譲渡を証明する書類等を添付し、産業廃棄物処理業の変更許可申請を行い、平成56年3月25日に変更許可を取得し、対象事案である四日市市大矢知町地内の安定型最終処分場で事業を開始している。

当時の法規制では、安定型処分場については、3,000m²以上に届出が義務づけられていたが、対象事案の最終処分場は、届出制が導入される以前から設置されていた既設最終処分場ということで、届出は不要であった。

＜県の対応への評価＞

手続きは、当時の法、要領等に従って適正に行われた。

しかし、提出された事業計画書に添付されている図面は、正確な測量により製図されたものではなく手書きによるもので、処分場の形状は長方形をしており、筆界も明確ではなく、現地に復元することもできないようなものであった。事業計画書に添付する図面の精度について、特に定められた基準はなく、聴取り調査によると、当時は通常その程度の図面で受理していたということであった。

また、当時の公文書から、処分場の現地確認に行ったことは認められるが、処分場の旧所有者（土地の所有権は別人が有していた）に確認を行ったり、鋳物砂等従前から埋め立てられていたとされる廃棄物の確認を行ったりしたという記録はなく、聴取り調査においても詳しい状況把握を行ったという事実は認められなかった。

手続きに関しては当時の法規制等に従ってなされているものの、担当者にとって、審査時にそこまで厳密に審査をしなければならないという意識は希薄であったと考えられ、認識の甘さがあったと言わざるを得ないことから、県の対応は「不十分」である。

② 当該事案に対する県の対応方針決定にかかる対応について

【昭和63年度】

＜概要、経過＞

昭和63年11月、当時の地元区長から知事宛に要望文書が提出されている。当時の本庁所管室（保健環境部環境施設課）は、現況調査結果と問題点等を踏まえ、対象事案に対する対応方針を、複数案の比較衡量のうえ、とりまとめている。

その方針を踏まえ立入検査を実施し、事業者に対して、産業廃棄物処理施設の変更届出を行うこと等の文書勧告を昭和63年12月26日付けで行っている。

＜県の対応への評価＞

地元住民からの苦情等もあり、県は、処分場が違法に拡大していつていることを認識しており、何とかしなければならないと考えながらも厳しく指導するには至らず、地元からの要望文書の提出を機によりやく今後の対応方針を立案したようであるが、違法な無断拡大を認識した時点で、早期に何らかの措置をすべきであった。措置命令の発出については、当時の要件として、「重大な」生活環境保全上の支障が必要であ

り、水質検査等を行い検討したようであるが、特に問題が把握できなかつたこともあり、「重大な」生活環境保全上の支障はないと判断し、措置命令は発出していない。しかし、措置命令以外にも改善命令等他に可能であった厳しい措置の検討を重ねる余地があつたとも推察されることから、県の対応は「不十分」である。

対応方針の決定に当たっては、廃棄物処理法を遵守させ、地元の理解を得て適正に事業を行わせるため、3つの案の考察・比較検討から総合的に判断して、そのうちの1案に決定している。決定に際しては、この違法に拡大している状態に何とか区切りを付けさせ、その拡大部分も含め、現状を正確に把握することを優先させた行政指導となっている。

また、当時施行されたばかりであつた指導要綱(昭和63年5月31日施行)では、拡大等を行う場合は周辺住民の同意等が必要であつたが、拡大の行為が指導要綱施行前であつたということで、指導要綱は適用しないと整理をしている。

当時、現場の詳細図面がなく、どの部分が拡大した部分なのかも分からず、当然どの部分が指導要綱施行前に拡大したのか、あるいは、指導要綱施行後に拡大したのかも分からないにもかかわらず、一括して指導要綱施行前の拡大行為として指導要綱を適用せず、法的に事前提出が必要な届出書が遅延していたと整理することにより、事後の変更届出の提出を指導し、結果として、違法拡大を追認した形になってしまったことは、著しく妥当性を欠いており、県の対応は「失当」である。

③ 産業廃棄物処理施設（構造規模の変更）届出書の受理にかかる対応について 【平成元年度】

＜概要、経過＞

平成2年2月、事業者から、産業廃棄物処理施設構造規模変更届が提出され、県はその届出を受理している。変更の内容は、面積 $10,000\text{m}^2 \rightarrow 58,854\text{m}^2$ 、容量 $40,000\text{m}^3 \rightarrow 1,320,000\text{m}^3$ という大幅なものであり、しかもこれには残存部分（面積 $35,245\text{m}^2$ 、容量 $257,088\text{m}^3$ ）も含まれていたため、現状を追認しただけでなく、後のさらなる拡大も認めることとなった。

＜県の対応への評価＞

事業者が測量に手間取り、昭和63年12月の文書勧告から変更届出書の提出まで1年以上の長期間を要している。もっと厳しく粘り強く指導すれば、早期の変更届提出も可能であつたかもしれず、場合によっては、県自らが測量を行えば、より正確な測量も可能であつたかもしれない。

また、前記②のとおり、対応方針として、「指導要綱施行（昭和63年5月31日）前の拡大として指導要綱を適用しないが、今後の増設部分については、住民同意等、

指導要綱を適用する。」と決定していたにもかかわらず、変更届出書の内容によると、面積、容量ともかなりの残存部分（今後の増設部分と見込まれる部分）が含まれており、事業者が提出した届出のとおり、この内容を認めたことは、前記②で決定した対応方針と矛盾していることにもなっている。

少なくとも指導要綱施行後の拡大範囲及び残存部分（今後の増設部分と見込まれる部分）については、県は指導要綱を適用すべきであり、明らかに指導要綱の趣旨・規定に沿わない指導（運用）を事業者に対して行っている。指導要綱の趣旨等に沿わない指導（運用）であるため、違法とまでは言えないが、産業廃棄物の適正な処理施設の確保と適正な処理処分の推進を図ることを目的として（指導要綱第1条）、県が制定した指導要綱を、事業者の違法行為を容認する形で県自らその趣旨等に沿わない指導（運用）をすることは、信義に反しており、地元住民の県に対する信頼を損なう対応である。

さらに、廃棄物処理法以外の他法令の手続きを完了するように指導し、他法令の手続き完了後に変更届の受理通知書を交付することになっていたが、他法令の手続きの完了を確認した形跡も、受理通知書を交付した形跡も確認できない。

現状を明確にさせるという目的があったとはいえ、指導要綱施行前と施行後の部分も明らかにせず、また、指導要綱施行後の拡大範囲と残存部分（今後の増設部分と見込まれる部分）に対しても指導要綱を適用せずに周辺住民の同意等を義務付けず、事業者の届出のとおりこれらを一括して認め、しかもそれは面積にして約6倍、容量にして約30倍という非常に甚大な変更であり、これが容認されるのであれば、いかなる行為であっても変更で処理できるに等しくなり、事態の重大性の認識が著しく欠如していたというほかはなく、県の対応は「失当」である。

（2）第2期

【平成2年3月～平成6年10月（施設変更届の受理後～処理業許可の失効）】

④ 変更届提出後から改善命令発出に至るまでの指導経緯等について

【平成2年度～】

<概要、経過>

平成2年2月の変更届提出後も違法拡大が続いていた。県は当該事業者への立入調査（監視指導）を継続的に実施しているが、現場での埋立高さの超過や区域外への埋立てなど、目視による確認が困難であったことから、処分場の境界の明示や囲いの設置等について再三指導を行っている。平成4年には、埋立面積の一部拡大を確認したため、測量等を実施するよう口頭指示を行い、また、平成5年9月と平成6年1月には文書による警告を行っている。

＜県の対応への評価＞

定期的に現場に立入りし、境界の明示等を監視、指導してきたこと、また、拡大を確認したため、測量の実施を指導し、2度にわたって文書により不適正処分を是正するように警告したこと等は妥当な行為である。

しかしながら、これまでに大規模で違法な無断拡大を行ってきた事業者であることから、違法行為を再発する可能性が非常に高いということは十分に予見できたと考えられ、そのことを十分認識し、重点的な監視、指導を行っていれば、さらなる再発は防ぐことができたはずであり、県の対応は「不適切、不十分」と言わざるを得ない。

⑤ 産業廃棄物処理基準違反による改善命令にかかる対応について

【平成5年度】

＜概要、経過＞

平成6年3月、ようやく事業者から提出された測量結果により、面積、容量とも、さらに約30%超過していることが判明した。そのため、平成6年3月31日付けで産業廃棄物処理基準違反により、処分場外の廃棄物撤去について、処分業の許可期限満了（平成6年10月19日）までを期限とする改善命令を発出している。また、他法令（農地法、森林法）についても、他部局より同時期に文書警告が行われている。

＜県の対応への評価＞

粘り強い指導により、渋る事業者に測量を実施させたのは、妥当である。

また、事業者は、2度の文書警告や再三の現地指導にもかかわらず、県職員が立入りしていても全く意に介さず、県職員の眼前で違法埋立てを継続しており、それに対して再三の警告のとおり、改善命令を発出したことも、妥当である。

そして、環境担当部局以外の他部局も、同時期にそれぞれが所管する法令違反に係る警告文書を出しており、他部局とも連携して対処していたことが窺われる。

ただし、違法埋立てを現認していたのであれば、これまでも違法拡大を繰り返してきたという経緯等から、事業者に対しては、告発に踏み切ること等も念頭に置いた心理的強制効果のある毅然とした強い姿勢で臨むことも必要であったが、当時の状況として、行政指導が違反行為に対する主な是正手段であった実態等を考慮すれば、県の対応はやむを得なかったといえる。

⑥ 産業廃棄物処理施設の構造基準及び維持管理基準違反による改善命令にかかる対応について **【平成6年度】**

<概要、経過>

平成6年3月の改善命令以後も定期的に監視指導を実施していたが、事業者は違法行為を増長させ、命令に従う意思がなかったこと等から、平成6年8月12日付けで産業廃棄物処理施設の構造基準及び維持管理基準違反により、「施設（最終処分場）」に対する改善命令を発出している。改善命令の履行期限は、平成6年3月の改善命令と同様、処分業の許可期限満了日（平成6年10月19日）であった。

<県の対応への評価>

事業者は、改善命令の発出や再三の現地指導にもかかわらず、県職員が立入りしていても全く意に介さず、県職員の眼前で違法埋立てを継続しており、それに対して、再度の改善命令を発出したことは妥当である。

今回の改善命令は、何とかして搬入を止めてほしいという地元及び市からの強い要請に応えるべく、施設（最終処分場）を対象とした発出であり、許可更新をさせないことを明確な目的としていた。また、処分業の許可期限満了後も見据えて、事業者自身や他者が当地で処理業を再開できないようにするという意図もあり、妥当と言える。

ただし、違法埋立てを現認していたのであれば、これまでも違法拡大を繰り返してきたという経緯等から、事業者に対しては、告発に踏み切ること等も念頭に置いた心理的強制効果のある毅然とした強い姿勢で臨むことも必要であったが、当時の状況として、行政指導が違反行為に対する主な是正手段であった実態等を考慮すれば、県の対応はやむを得なかったといえる。

⑦ 処理業の許可更新を認めなかったことにかかる対応について **【平成6年度】**

<概要、経過>

これまでの指導にも従わず、2度の改善命令も履行されなかったことから、許可期限の到来により、処分業の許可を失効させた（事実上、処分業許可の更新手続きは行われなかった）。

<県の対応への評価>

事業者に対して、改善命令を履行しなければ、たとえ許可の更新申請を行っても更新は認めないと強く指導していたため、事業者は許可の更新申請をすることなく、許可期限満了により許可が失効した。こういう形ではあったが、処分業を廃止に追い込んだ事実について、県の対応は特に問題はないといえる。

⑧ 当該地域で計画されていた土地開発計画との関係について

【平成5年度～】

<概要、経過>

変更届提出後の平成4年頃から、当該地域で計画されていた土地開発計画についての記録が残っている。

<県の対応への評価>

事業者は、土地開発計画区域内の土地を多く所有する地権者でもあり、県の指導方針等によっては開発自体に協力しないと発言するなど、当該開発計画の進捗をうまく交渉の材料として利用し、処分場の改善を長引かせていたところがある。

また、当時の四日市市開発担当課や地元自治会も、県に対して、事業者をなるべく刺激しないようにと要請している記録も残っている。

この開発計画には、「産業振興」、「環境保全」等、様々な面で、当時の各関係者が期待をしていた。県の廃棄物担当部局も例外ではなく、当時他の地域において、同様な土地開発計画の実現により、産業廃棄物の不法投棄事案が解決した事例があったことから、かなりの期待を抱いていたようである。

県の廃棄物担当部局は、事業者の許可が失効する平成6年10月までは、開発計画の動向を見ながら事業者に対する指導を行っていた。許可失効後は、市及び地元との接触もほとんどなくなり、開発計画に関する情報も希薄になってしまう。結局、平成9年に開発計画が頓挫したという事実（情報）を市から入手したのは平成11年になってからであった。

県の廃棄物担当部局として、処分場問題解決のために開発計画に期待していたのであれば、市や地元、あるいは、県関係機関等からも積極的に情報収集することが必要であったと思われる。

ただし、当時は、漠然と期待していただけで、この開発計画の進展によって、処分場の課題に対して、どのように対応し解決していくかという県の廃棄物担当部局としての主体的、具体的な考え（方針）もなく、事業者に対する改善命令の強い履行指導等が進まなかったことから、県の対応は「不適切、不十分」である。

(3) 第3期

【平成6年11月～平成19年1月（処理業許可の失効後～措置命令の発出）】

⑨ 改善命令発出以降の指導経緯等について

【平成6年度～】

<概要、経過>

改善命令の発出、許可の失効の後も、特に土地開発計画の進展は見られなかった。

許可失効以降は、監視指導回数が減少しており、特に、平成8年度から平成10年度頃までは、事業者や地元からの動きも特になく、当該事案にかかる記録はほとんど残っていない。

この頃、当該事案に対する県の指導方針についても明確には決まっておらず、平成14年2月頃方針内容を検討した記録はあるものの、具体的な方針としては平成14年9月にとりまとめられている。

<県の対応への評価>

県としては、地元や市からの要望もあり、許可失効前は、許可の更新をさせないことを目的として突き進んでおり、実際、その目的は達成できた。しかし、その後については、改善命令を履行させようという積極的な指導、努力を怠っていたところがある。地元や市からも、特に県に対する苦情や通報等の動きも見られなくなり、開発計画もまだ頓挫していなかったことから、静観していた時期も見られる。

今後の方針についてようやく検討を始めたのは、開発計画の頓挫が明らかになり、地元から県への働きかけが活発化してきた平成13年度になってからのことである。

依然として、そこには違法に処分された産業廃棄物が残置していることを考えれば、長期間改善命令を履行しない状況を踏まえて、措置命令の発出や告発についても検討することができたはずであり、また、許可失効直後であれば、事業者の財産状況も潤沢であったと考えられ、改善命令の履行についての厳しい指導を重ねることにより、事業者に不適正な状態を是正させることもできたはずであり、また、事業者が是正措置を講じなかった場合については、行政代執行を実施して事業者に求償することもできたはずであったことから、県の対応は「不適切、不十分」である。

6 県の対応に関する総合的な評価

対象事案に対する県の対応について、当該処分場及び事業者に対する県の認識がどうであったか、法令上の指導監督権限の行使が妥当であったか、地域住民及び関係機関等との連携がとれていたか、さらには、県の組織体制が十分であったかという対象事案の全体を通じた論点について、前記5の個別評価を踏まえ、次のとおり総合的な評価を行った。

(1) 処分場及び事業者に対する県の認識

対象事案の最終処分場は、昭和52年に最終処分場の設置に係る届出制が導入される以前から使用されていた「旧処分場」として認められ、昭和56年3月から本格的な埋立行為が始まっている。施設の構造としては、遮水シートや浸出水処理施設等も備えられていない、いわゆる「安定型」であったが、当初の埋立許可品目としては、鑄物砂（鉦さい）等の埋立ても認められていた。

昭和63年11月、県は、この処分場に関しての最初の対応方針を検討しているが、当初の処分業許可から7年余り、特に目立った苦情等もなかったこと、また、「安定型」処分場であるという認識の甘さ、他の懸案事案への対応の必要性や組織体制の不十分さもあり、違法な無断拡大行為を把握確認できなかった。

平成元年10月の期限付き許可への切替え時に、埋立許可品目は、現在の安定型産業廃棄物のみ（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、がれき類）となったが、すでに大幅な違法拡大は進んでしまっていた。

また、県に対する事業者の対応については、強硬な姿勢を示しておらず、あくまで従順なものであり、改善する意思を見せていたこともあったことから、当時、県は、厳しい行政処分を行うよりも、事業者に事業を継続させながら、行政指導によって是正を進めるという方針を選択している。

処分場や事業者に対する認識の甘さが、結果として、最初の違法な無断拡大を追認し、さらに、その後の継続的な違法拡大を招いており、当時の法基準のもと、規制指導対応に限界があったとしても、行政指導の甘さに繋がっていたと言わざるを得ない。

(2) 指導監督権限の行使の妥当性

「行政処分の指針について（通知）（平成13年5月15日付け環廃産第260号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長発）」では、“従来、都道府県においては、違反行為に対して口頭の注意や環境衛生指導

票の交付といった行政指導を継続し、法的効果を伴う行政処分を講じない場合も見受けられるところである”と指摘されているとおり、当該通知が出されるまでは、全国的にも、行政指導が違反行為に対する主な是正手段であるという実態があった。

行政指導は、法的効果は伴わないが、事案の特性や事情も考慮しながら、迅速かつ柔軟な対応ができ、改善する意思を見せている事業者に対しては、有効な是正手段として用いられてきていた。

対象事案に関しても、平成6年3月に産業廃棄物処理基準違反による改善命令を発出するまでは、口頭や文書による警告を発出し、是正を促すという行政指導を繰り返している。

違反行為を確認した時点時点での指導として、現状を把握確認することや一時的な違法行為の停止等には効果があった対応も見受けられるが、改善指導文書の「発出」やそれに伴う届出等の「受理」という行為自体が目的となってしまう、その後の改善指導が効果的に行われず、実効性を伴っていないという状況も否定できない。

平成6年3月の改善命令以後、平成6年8月の産業廃棄物処理施設に対する構造基準等の違反による改善命令の発出や平成6年10月の許可期限到来による許可失効によって、当該処分場を「事実上の機能停止」に追い込んだことは、その当時としては、可能な限りの行政対応を検討し実行したという部分では評価できるものの、その後については、是正措置のための実行可能な方針決定や効果的な行政指導が行われておらず、この問題を長期化させてしまっている。

特に、平成2年2月の変更届提出後については、それに至った経緯や状況を考えれば、違法行為の再発の可能性が非常に高いと予見し、更なる拡大を防止するための重点的な指導が必要であった。

(3) 地域住民及び関係機関等との連携

地域住民からの苦情通報等にかかる対応や四日市市や他法令所管の関係機関等との連携については、業務報告書の記録や当時の関係者からの聴取り調査によれば、各種苦情や通報等に対しては、限られた人員の中、できるだけ迅速に対応し、調査や説明等に努め、また、四日市市や他の関係機関等とも打合せ会議の開催や連携した調査対応等、適時に連携しつつ対応してはいるものの、内容としては対症療法的な部分もあり、真の課題解決にまでは至っていないのも事実である。

特に、当該地域で計画されていた開発計画に関連した内容については、各

関係機関が把握している情報は適宜提供されているものの、それぞれの機関の担当者がそこまで注意深く見ておらず、主体的な考えにもならず、また、一体的な連携対応にもなっていないことから、全体の問題解決を図る意味での十分な連携には至っていない。

事実として、平成6年10月に許可失効した後の数年間（平成10年頃迄）は、処分場本体に関する記録も希薄であり、関連する情報等もあまり積極的に入手しておらず、あたかも当該問題がなくなったと認識していたような時期さえもある。

許可失効が目的ではなく、「是正措置が目的」であることを十分認識した積極的な情報収集と関係機関との密な連携が必要であった。

（４）県の組織体制

対象事案の最終処分場が稼働していた当時（昭和56年度～平成6年度）、本庁での産業廃棄物行政担当者は数名程度しか配置されていなかった。

また、監視指導担当としては、昭和62年度に設置されたが、当初は、全県を2～3名でパトロールしているという実態であり、地域機関とも連携して立入検査等を行ってはいたが、全県的に効果的かつ十分な監視指導が行われていたとは言い難く、特定の懸案事項への対応に多大の時間を費やしていた状況が見られた。

地域機関でも、産業廃棄物行政専任の担当者が十分に配置されているわけではなく、環境（公害）行政に係る規制指導業務と併せて対応していた。

特に、対象事案に対応していた四日市地域（当時の四日市保健所管内）については、県に強硬に反抗し懸案化した廃棄物処理業者が多かったうえに、工業地帯も抱えていたことから規制の対象となる工場・事業場も多く、昭和40年代から平成初期の頃は、まだまだ公害関係の課題や問題も残っていたという時代でもあった。

平成9年度頃から廃棄物監視指導に係る組織体制は充実してくるが、法令改正等に伴う業務増が見込まれないと廃棄物担当部局全体の組織体制が強化されないという実情等もあった。

対象事案だけではなく他の事案に係る課題等も含め、質・量ともに膨大で複雑な産業廃棄物行政に対応するために必要な人員の確保と組織体制の強化を戦略的に進めることが必要であった。

(5) 結論

以上の総合評価を踏まえた結論は、次のとおりである。

昭和56年3月から処分場での埋立てが開始され、平成19年1月の措置命令発出まで、約26年。

対象事案の特性（法基準が定められていない時代から存在した既存処分場であったこと、当初は問題が顕在化せずに厳しい行政対応により指導しきれなかった事業者であったこと等）だけではなく、「産業廃棄物」を取り巻く法体系等の脆弱性及び社会的な情勢の変化【**社会が許容し得るリスクレベルの変化***次頁参考図1参照】、また、三重県の地域特性（都市部からの距離と道路網の整備状況、県外からの産業廃棄物の流入過剰、近隣に依存できる広大な処分場の不足等）等という様々で複雑な背景も絡まり、結果として、対象事案が長期間問題化してしまった要因等について、いくつかの重要な個別の行政対応に係る論点整理と評価を試み、その結果を踏まえ、総合的な視点からも評価を行った。

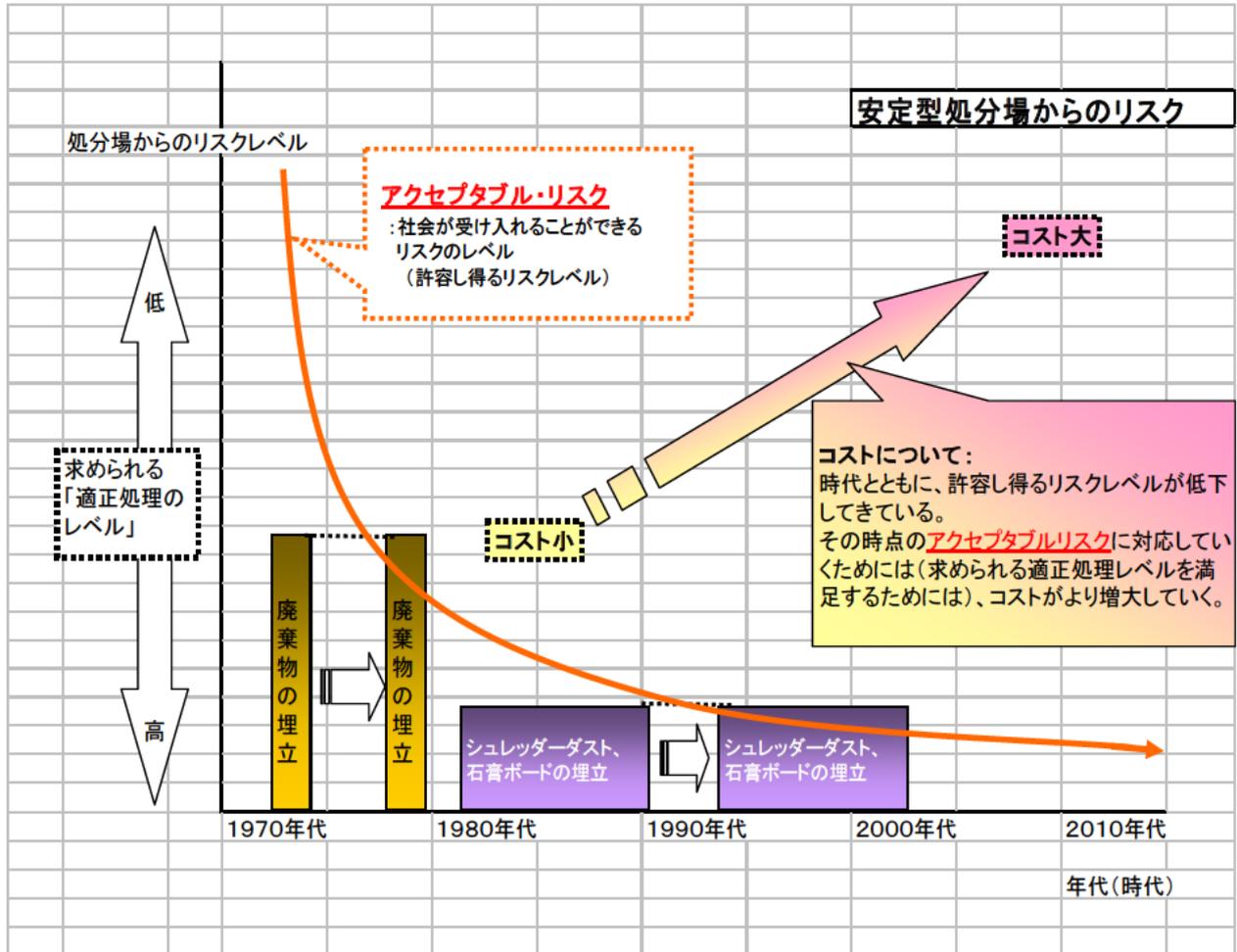
保管されていた公文書の記録や関係者からの聴取り調査等によれば、それぞれの時期にこの対象事案に関わった産業廃棄物行政担当者は、限られた組織人員体制のもと、四日市地域という特性もあり、日々、公害及び廃棄物に関する多くの苦情や懸案事項を抱え、それらへの対応に多くの時間を費やしていた実態もあり、そういうやむを得ない状況や事情のなかで、それぞれの担当者が努力していたことは窺い知れるところである。

しかし、結果的には、広大な面積や容量の拡大を防止できず、今もなお、当該処分場周辺の住民等に不安を与え続け、社会的にも批判されるような結果を招いているのも事実であることから、対象事案の論点として考えられた個別対応の評価やそれを踏まえた総合的な評価としては、厳しい評価をせざるを得ない。

このような対象事案の変遷の結果によって、周辺地域の生活環境保全上の支障のおそれを生じさせていることの責任の大半は事業者にあることは言うまでもないが、指導監督権限を有し、廃棄物行政を担う県（組織）としての対応の不十分さ等も、その要因のひとつとなっていることは否定できない。

このことから、県としては、これまでの行政対応を振り返り、このようなことが二度と起きないようにするため、様々な再発防止対策を考え、そして効果的に実行していく責任がある。

【*参考図1 社会が許容し得るリスクレベルの変化】



(出典: 鳥取環境大学 田中勝 教授 作成)

7 再発防止について

(1) 委員会からの再発防止についての提案、提言

県においては、これまでに、様々な再発防止対策を講じてきているが、本委員会として、総合的な評価の結論等を踏まえ、次のとおり、これからの再発防止について提案、提言する。

「人権」を高め、生かす

◆監視指導体制の維持、強化、そして「目的志向型組織」へ

昭和62年度に専任の産業廃棄物監視指導担当2名を配置して以来、時代とともに監視指導体制は充実してきている。

不法投棄や不適正処理等の発生を未然に防止していくためには、その組織体制を維持するとともに、悪質化・深刻化する事案に対応するために、現場最前線である地域機関の組織充実を含めた、更なる廃棄物行政全体にかかる組織体制強化の検討も必要である。

また、対象事案にかかる対応に関しては、違法状態等を確認した場合等に指導や命令等を実施してきているが、実施後の指導（事後対応）等が不十分で、実際の改善対策が進んでいない場合が見受けられる。指導や命令等を実施する真の目的は、違法状態の是正や改善対策の促進であるが、行政対応の「力点」を指導や命令等に至る経過（プロセス）に置いてしまいがちになり、真の目的達成のための、効果的で継続的な熱意のある行政対応に繋がっていないという実態もあった。

廃棄物処理法では、県は、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる責務があるとされており、その目的は、生活環境の保全を図ることである。廃棄物行政に限らず、行政は、その行動形態としてプロセス志向型組織になりがちであるが、対応の継続性が重要であることを十分念頭に置き、常に目的を明確化し、組織内で共有し、その目的達成のためのあらゆる方法を探り、自らの判断を絶えず見直すなど、「目的志向型組織」であり続ける必要がある。

◆感覚・感性を磨く（自己研鑽）

廃棄物行政に携わる職員には、専門的知識の習得とともに、不法投棄や不適正処理等に繋がる「兆し（シグナル）」を見逃さない感覚を持つことが求められる。

不法投棄や不適正処理等は、発見や対応が遅れば遅れるほど、後々の改善や是正に多大な「費用、時間、労力」を費やすことになってしまう。

これまでに組織体制は充実してきてはいるが、その職員数と対応時間には限界があり、何から何まで全てに対応するわけにはいかない現状のなか、いかに関係のない情報（ノイズ）に惑わされず、優先的に対応しなくてはいけない事象から発信される「兆し（シグナル）」を見落とさないための感覚・感性（センス）を絶えず磨き、持ち続けていかなければならない。

また、職員の自己研鑽には、廃棄物資源循環学会や全国都市清掃会議等の廃棄物に関する調査研究会へ参加するとともに、その機会を情報発信の場として活用することも有効である。

◆職員の意識向上（危機意識・規範意識）と実践力向上

感覚・感性（センス）を持ち続け、まず「気づく」ことが重要であるとともに、その気づきから、できるだけ速やかな、改善のための実質的な対応が求められる。不法投棄や不適正処理等に気づいたとしても、迅速な対応ができなければ、効果はなくなってしまう。

廃棄物行政に限ったことではないが、特に指導監督行政においては、その担当分野に内在する危機を見極めることが必要であり、また、場合によっては、前例のない、想定外の危機に直面することもあることから、行政は、常にそのことを強く意識しながら対応することが必要である。

組織全体として「危機意識」を持ち、起こりうる危機を敏感に察知し的確に対応していくため、職員はその行動基軸として、常に、環境配慮に対する高度な「規範意識」である環境配慮義務を持つことが必要である。そして、かかる規範意識に基づき、机上の理論だけではなく、様々な経験からの実践力（実践的な能力）を身につけていかなければならない。

◆人材育成と組織力向上

職員の知識、感覚、意識等の向上のためには、一過性の教育機会の提供だけでなく、中長期的な人材育成計画の立案と実行が必要である。

廃棄物処理法等に関する知識習得だけではなく、他の関係法令等に関する知識の学習、OJT（On the Job Training：職場において職務をとおして行われる人材育成活動のことであり、職場のさまざまな機会をとらえて、仕事に必要な知識等を計画的に指導すること）等を活用した実践的研修や知識伝達を進めるとともに、様々な廃棄物の課題に対して、一丸となって対応していくための「組織力」を更に強めていくための、学びあい・支えあう風土づくりを進め、学習し続ける組織であることが重要である。

「地域力」を高め、生かす

◆多様な主体との連携

時代の変遷とともに、県としての監視指導体制は充実してきたが、不法投棄等が完全になくなっていないということも事実である。

早期発見、早期対応のために、県は、多様な主体との連携を図り、様々な施策や事業を進めていく必要がある。

・県民（地域住民）との連携

地域住民からの声（情報）に耳を傾け、その情報を尊重し、最大限に活かす努力が求められる。そのためには、関係する地域住民との対話の機会を積極的に設ける等して、より一層地域住民へ情報提供を行うとともに、地域住民から幅広い情報の収集に努める必要がある。

そのことにより、「現場にいちばん近い」地域住民自らの監視の目も光ることとなり、行政と地域住民との連携による不法投棄等の早期発見に繋がっていくことが期待できる。

・基礎自治体である市町との連携

様々な廃棄物問題の解決のためには、廃棄物行政を一緒に担う市町と県が、相互に情報を提供し合い、相互に話し合い、意見交換等を行うことができる強いパートナーシップを形成する必要がある。

・各関係機関、関係団体等との連携

さらに、関係他法令等を所管する県や国の関係機関や廃棄物に関わる各種団体等とも連携を密にし、各施策を進めていく必要がある。

「創造力」を高め、生かす

◆情報共有を一步進めた「情報交流」による情報把握と積極的な情報発信

様々な廃棄物の課題については、廃棄物処理法だけでは解決することができないことも多く、他の法令等を所管する関係機関との情報の連携（情報交流）が重要である。

また、県民の意識を高め、排出事業者や処理業者の意識向上のためには、県庁内部での情報把握や関係する行政組織全体としての情報共有だけではなく、不適正処理等に関する様々な負の情報（行政処分や改善指導状況等）

も含めた「わかりやすい（やさしい）情報」を、積極的に発信することが必要である。

◆守りだけではない、“攻めの”廃棄物行政推進のための新たな施策展開

- ・ 県独自の規制強化等による未然防止
廃棄物処理法の規制や基準等を補完するためには、三重県の地域特性等を勘案した県独自の条例による規制も有効である。三重県では、平成20年10月に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（平成20年三重県条例第41号）を制定（平成21年4月1日施行）しているが、その的確な運用を行っていく必要がある。
- ・ 監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる組織づくり
廃棄物行政を進めてきた数十年の知見（知恵）は貴重な財産である。それを集積・共有することにより、許認可や監視指導等にかかるマニュアル構築等を進めるとともに、そのノウハウについては、「集める」だけでなく、次代の廃棄物行政を担う職員に「繋げていく」組織づくりが求められる。
- ・ 現場の状況を的確に把握するための手段
現場の状況変化を捉え、後々に引き継いでいくためには定点での状況写真等を継続保存していくことも有効である。また、特に最終処分場については、現場で領域を明確に確認するため、物理的な境界確認の手段（杭等）のみならず、GPS（Global Positioning System：全地球測位システム）等のシステム技術活用による把握確認方法も調査研究することが有効である。
- ・ 公共関与による最終処分場の確保
事業活動に伴い排出される廃棄物量については、各工場等での排出抑制対策や景気等の動向にも影響を受けるものの、最近の民間の産業廃棄物最終処分場建設に対する住民感情の悪化や産業廃棄物処理業者に対する不信感の大きさを考えると、将来、最終処分場がひっ迫してくる可能性がある。県内には、公共関与の処分場として、財団法人三重県環境保全事業団が運営する最終処分場が稼働中ではあるが、産業活動の維持を図るための産業廃棄物等の受け皿として、今後も最終処分場の確保について、公共（県）が積極的に関わっていく必要がある。

- ・ 全国の不適正処理事案関係自治体との連携

産業廃棄物の不法投棄等不適正処分に起因した生活環境保全上の支障等の除去を行政代執行により行う場合、各自治体は、技術的、財政的な側面のほか、住民等とのリスクコミュニケーション等総合的な検討を行うこととなるが、対策工法の選定や事業の円滑な実施において様々な課題を抱える状況となっている。

これからの再発防止を考え、そして行動し、国民や時勢に求められる廃棄物行政を推し進めていく糧とするためには、地域や事案の特性は違えども、全国の関係自治体が、こうした課題に関する相互の情報交換等を進め情報を共有し、個々の課題解決に繋げていくとともに、お互いに学び、知恵を共有する姿勢をもって、より一層の連携を深めていくことが大切である。

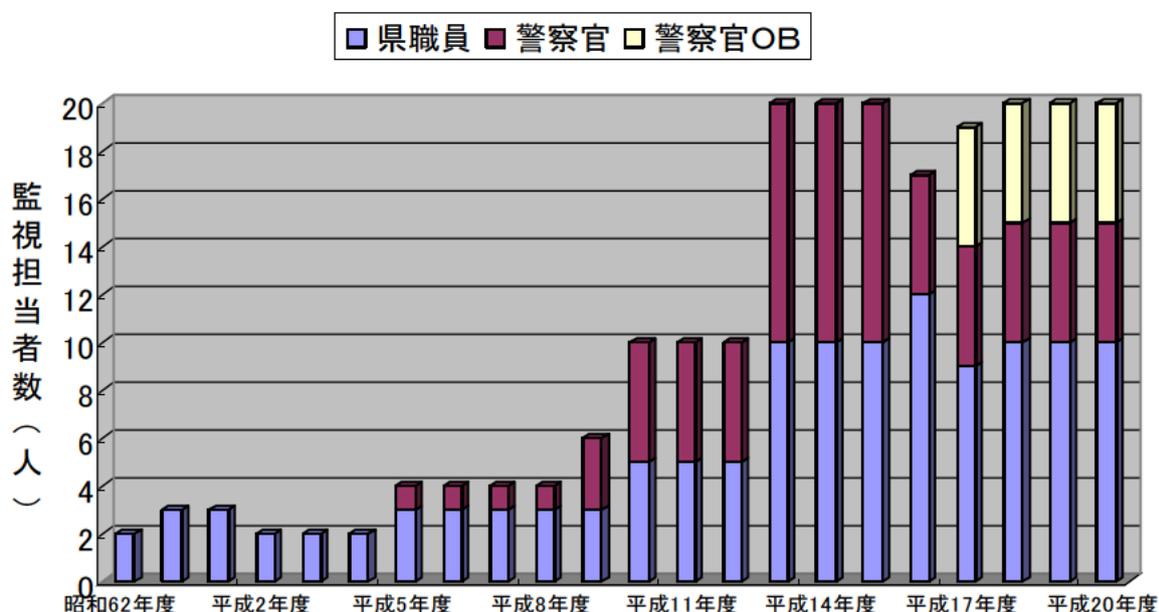
(2) 県の再発防止対策の現状【参考】

なお、県は、これまでに、次のような再発防止対策を講じてきている。

◆監視・指導體制の強化

昭和62年度に本庁内に専任の産業廃棄物監視担当2名を配置し、県内の産業廃棄物処理業者等の監視を開始して以降、監視・指導體制を年々強化し、平成20年度は警察官5名、警察官OB5名を含む20名体制で監視・指導を展開。

[監視・指導體制の変遷]



[平成20年度上半期の実績 (平成20年4月～9月)]

・監視・指導件数

	延べ監視数	指導数	指導内訳
件数	1,876	753	口頭指導 730 文書指導 23

・休日等監視活動日数：32回、早朝・深夜監視活動日数：25回

・主な指導等の内容

- 不法投棄の撤去
- 処理基準違反及び保管基準違反への警告
- 野外焼却への警告
- 許可の取消し (行政処分)

◆様々な情報提供（情報収集）のツール

廃棄物の不法投棄等不適正処理事案の情報を少しでも早く把握することを目的として、廃棄物ダイヤル110番及び廃棄物ファックス110番を設置。

廃棄物ダイヤル 110番：0120-53-8184（ごみはいやよ）
廃棄物ファックス110番：0120-53-3074（ごみ三重なし）

[平成20年度上半期の実績（平成20年4月～9月）]

通報件数 廃棄物ダイヤル110番：9件（内訳は次のとおり）

	不法投棄	野外焼却	不適正処理	その他	計
件数	4	2	2	1	9

◆他府県等と連携した産業廃棄物運搬車両路上検査の実施

県境付近では、岐阜県や滋賀県等との共同で、又は、三県一市（愛知、岐阜、三重、名古屋）でも産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況、搬入先等を確認するとともに、廃棄物の適正処理について指導、啓発を実施。

[平成20年度の実績（平成20年4月～10月）]

- ・実施日：平成20年6月2日（2ヶ所）及び10月20日（1ヶ所）
- ・場所：国道1号線（三重県亀山市内）、その他幹線道路2ヶ所
- ・路上検査車両数：27台



◆防災ヘリ等を活用したスカイパトロール等の実施

防災ヘリや県警ヘリによる上空からの監視、悪質な事案に対する重点的な監視、休日や早朝夜間の監視等を実施。

[平成20年度上半期の実績（平成20年4月～9月）]

- ・スカイパトロールの実施回数：2回
- ・休日等監視活動日数：32回
- ・早朝・深夜監視活動日数：25回



【四日市市大矢知・平津事案（平成19年10月 スカイパトロールにて撮影）】

◆排出事業者等に対する指導や意識啓発等

事業者等の自主的な情報公開の促進、産業廃棄物処理に関する知識習得や情報収集のための産業廃棄物適正管理セミナーの開催。

[平成19、20年度の実績]

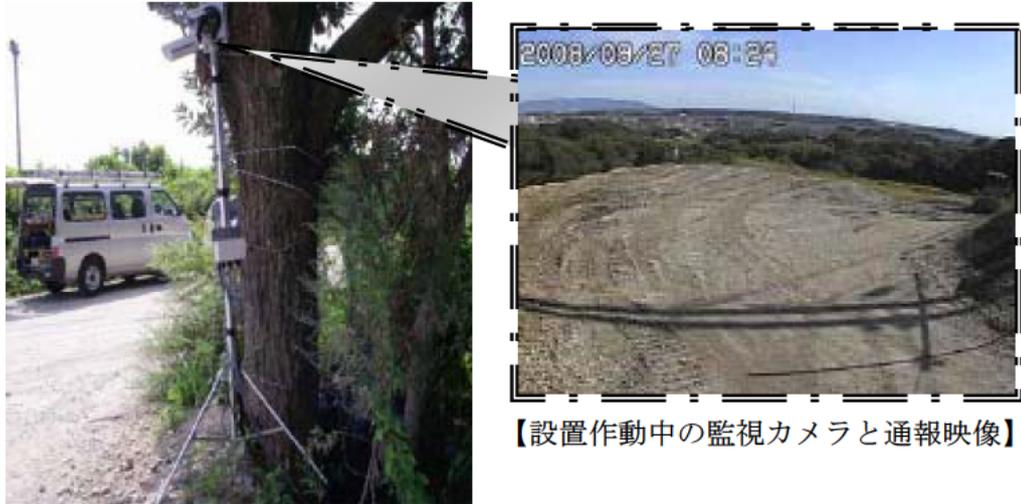
- ・自主情報公開事業者数：526事業所（平成20年3月末実績）
- ・産業廃棄物適正管理セミナー：2回開催、参加者 延べ456名
（平成20年4月～12月）



【平成19年度のセミナー風景】

◆監視カメラの運用、監視情報のデータベース化

不法投棄等の未然防止のため、監視カメラ通報システムの整備活用及び監視・指導情報のデータベース化を実施。



【設置作動中の監視カメラと通報映像】



【産業廃棄物監視・指導支援システムのパソコン入力画面】

◆産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度

廃棄物処理法施行規則に規定するいわゆる「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」を導入し、平成18年4月から運用。

この制度は、「遵法性」、「情報公開性」、「環境保全への取組」の3つの要件について、一定の基準を満たした処理業者を「優良性評価基準適合事業者」として認定。

[平成19年度の実績（平成20年3月31日現在）]

許可区分	評価基準適合事業者数		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	10	7	17
産業廃棄物処分業	0	3	3
特別管理産業廃棄物収集運搬業	3	1	4
特別管理産業廃棄物処分業	0	1	1
合計	13	12	25

◆三重県産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議

産業廃棄物の不法投棄等の未然防止、発生のおそれ、発生又は事後処理等に関して、関連する法令等を所管する各部が連携して必要な事項を協議し、不法投棄等に迅速かつ的確に対応するため、県庁内連絡会議を設置し、情報交換や情報共有等を実施。

[平成20年度構成メンバー：関係法令等の所管担当室長等により構成]

環境森林部（理事、循環型社会構築分野総括室長、廃棄物対策室長、廃棄物監視・指導室長、廃棄物適正処理室長、森林保全室長）、農水商工部（農地調整室長）、
県土整備部（建設業室長、維持管理室長）、総務部（法務・文書室長、税務政策室長）

◆産業廃棄物の適正処理を進めるための県独自の条例の制定

産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的として、平成20年10月24日、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」を制定。



- ・事業者の義務（保管場所の届出等）
- ・土地所有者等の義務（所有地等の使用方法等の確認等）
- ・産業廃棄物処理状況等の透明化（処理状況の報告、行政処分公表等）
- ・PCB廃棄物の適正な管理（紛失時、事故時の措置等）

など

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例

[平成19年7月4日公布・施行 三重県条例第38号]

(設置)

第1条 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)第2条第1項に規定する特定産業廃棄物に関する事案(次条において「対象事案」という。)等について調査検討するため、知事の附属機関として、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査検討する。

- (1) 対象事案に係る県が行った措置等の調査に関する事項
- (2) 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は10分の4を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境森林部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【写】

環森第01-65号

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例（平成19年7月4日三重県条例第38号）第2条の規定に基づき、四日市市大矢知・平津事案に係る県が行った措置等の調査及び産業廃棄物の不適正処分の再発防止について、貴委員会の意見を求めます。

平成19年7月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

諮問理由

三重県では、県内の廃棄物不適正処理事案 11 事案の安全性確認調査を実施しました。現在、この調査結果に基づき、生活環境保全上の支障、又はそのおそれが認められた事案に対して、原因者等に支障の除去を講じるよう措置命令を発出し、その是正に取り組んでいます。

その中で、四日市市大矢知・平津事案については、埋立面積及び容積とも大規模であり、また、安全性確認調査に係る専門会議においても、「直ちに人体への影響など生活環境保全上の重大なおそれはないものの、継続的な水質調査の実施と併せて、覆土・雨水対策等の実施が必要である」とのご意見をいただいております。事業者に対しては、平成 19 年 1 月 31 日に措置命令を発出し、現在、厳しく履行指導をしています。

こうしたことから、今後の産業廃棄物の不適正処分の再発防止に向けて、当該事案に関して県が行った措置等の調査及び今後県が取り組むべき再発防止策についての検討を行い、産業廃棄物行政の推進に役立てていく必要があるため、貴委員会の意見を求めるものです。

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 委員名簿

氏名	所属・職名	備考
小賀野 晶一	千葉大学大学院 専門法務研究科 教授	
佐脇 敦子	弁護士	
田中 勝	岡山大学大学院 環境学研究科 教授	委員長
西川 源誌	弁護士	
宮本 融	北海道大学公共政策大学院 特任准教授	

※所属・職名については、委員会設置当時(平成19年7月)で記載